

令和7年度中小企業優良従業員表彰要領

京都府商工労働観光部

1 目的

中小企業に勤務する従業員で、多年にわたり専心その業務に励み、研究心おう盛、技術優秀で勤務成績が優良な従業員を表彰することを目的とします。

2 受彰資格

受彰資格は、京都府内にある中小企業*の事業所に勤務し、次に掲げるすべての要件を備えている従業員です。

※この場合の中小企業とは、

- 小売業・・・資本金5,000万円以下又は常時従業員数50人以下
- サービス業・・・資本金5,000万円以下又は常時従業員数100人以下
- 卸売業・・・資本金1億円以下又は常時従業員数100人以下
- 工業、鉱業、運送業、建設業、その他…資本金3億円以下又は常時従業員数300人以下のものをいいます。

- (1) 令和7年8月31日（基準日）現在で、同一企業の京都府内の事業所に満25年以上*勤務している者
- (2) 専心その業務に励んでいる者
- (3) 特に研究心がおう盛で、かつ、技術に優れ、他の模範となる者
- (4) 特に勤務成績が優秀で他の模範となる者
- (5) 刑罰（刑事事件で現在係争中のものを含む。）を受けていない者
- (6) これまでに、永年勤続の知事表彰を受けていない者

※勤務期間の取扱い

- ①京都府内に本店（社）を有する企業の従業員で、基準日現在府内にある事業所に勤務する者については、府外にある支店（社）に勤務していた期間を勤務年数に通算する。
- ②京都府内に本店（社）を有する企業の従業員で、基準日現在府外にある支店（社）に勤務する者については、次のいずれかに該当する場合に限り、京都府内の事業所に勤務しているものとみなし、府外にある支店（社）に勤務していた期間を勤務年数に通算する。
 - ・府内にある当該企業の事業所に15年以上勤務していた場合
 - ・令和5年8月31日以降に、府内にある当該企業の事業所から府外にある支店（社）に転勤した場合
- ③府外に本店（本社）を有する企業の従業員で、府内にある支店（支社）に15年以上勤務していた場合は、次のいずれかに該当する場合に限り、府外にある事業所に勤務していた期間を勤務年数に通算する。
 - ・令和7年8月31日現在、府内にある支店（支社）に勤務している場合
 - ・令和5年8月31日以降に、府内にある支店（支社）から府外に転勤した場合
- ④企業の単なる組織変更や合併等で従業員の身分に変更なく引き継がれている場合は、同一企業の継続とみなし、従業員の勤務年数を通算する。
- ⑤定年退職後常勤嘱託として引き続き勤務している場合や同一企業において再雇用された場合は、勤務年数を通算する。

なお、次の者は表彰対象から除外します。

- (1) 会社の役員（会社の役員であって使用人を兼ねる者「取締役部長」等を含む。）
- (2) 個人企業の共同経営者（事業主と親子、兄弟姉妹又は配偶者の関係にある場合は、共同経営者とみなされます。その他の親族は、別世帯かつ別生計の場合のみ表彰対象となります。）

3 表彰の申請期間及び受付機関並びに表彰申請従業員数

- (1) 申請期間・・・令和7年8月14日（木）まで（締切厳守）
- (2) 受付機関
 - ①京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町に事業所を有する場合
…京都府商工労働観光部産業振興課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話 075-414-4851
 - ②上記①以外に事業所を有する場合
…各地域振興局農商工連携・推進課
- (3) 表彰申請従業員数・・・1企業につき原則5名以内

4 申請の手続

事業主又は代表者から次の書類各1通を上記の受付機関へ提出してください。

- (1) 申請書及び推薦書（様式）
- (2) 履歴調書（様式）
- (3) 総括表（様式）
- (4) 返信用封筒（A4（22.8 cm×31.2 cm）以上。所属事業所のあて先を記載し、返信用切手140円分を貼付のこと。）

(1)～(3)については、京都府HP「京都府中小企業優良従業員表彰」に様式がありますので、ご参照下さい。

5 表彰の決定

中小企業関係表彰等委員会の意見を聴いて、知事が決定します。

6 表彰の日時及び場所

受表彰決定者に別途お知らせします。